

平成28年8月22日

## 気象警報発令時の対応について

岐阜県立本巣松陽高等学校

○台風・集中豪雨時等における生徒の登校について

登校する以前に、本巣市で、次の警報：

(特別警報・暴風警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報・暴風雪警報)

が発令されている場合、原則として

ア 始業時刻の2時間前（6時30分）までに解除された場合・・・

**通常通りの授業**

イ 始業時刻の2時間前（6時30分）より午前11時より前に解除された場合・・・

**解除後2時間を経てから授業開始**

ウ 午前11時以降解除された場合・・・

**当日の授業中止**

○自宅周辺に警報が発令されている場合は、上記に準ずることとします。

○生徒が学校にいる時に上記警報が発令された場合、**解除まで学校待機を原則とします**。なお、警報発令中に下校する場合は、保護者引き渡しを原則とします。

○土・日・祝日・長期休業日の部活動についても上記のとおりとし、警報解除後の活動については、部顧問より指示します。